

食物アレルギー等調査票の提出及び記入方法、その他注意事項について

食物アレルギーを有する方など、食事に特別な配慮が必要な方も安心して当施設で過ごしていただけるよう、事前に調査票の提出をお願いしています。特に**食物アレルギーを有する方がいるかどうかについては団体の代表者が必ずご確認ください。**

なお、調査を担当される方（担当者）は、食物アレルギー対応の確認だけではなく、当日の食事の受け渡しの際にも確認していただく必要があるため、できるだけ研修に参加される方をお願いします。（担当者の参加が難しい場合は、参加される方に**確実に引継ぎを行ってください。**）

※保護者からの要望等は担当者を通してご連絡いただくようお願いします。

○食物アレルギー等調査について

1. 食物アレルギー等調査票は特別な配慮が必要な方（該当者）の有無に関わらず、**利用期日の6週間前までに**、担当者が取りまとめた上で、**FAXまたは郵送**で提出をお願いします。該当者がいる場合は、食事調査票を該当者ごとに1枚添付してください。

※複合団体の場合は、窓口となる担当の方が代表して記入し提出してください。

※期日を過ぎると対応できない場合があります。予めご了承ください。

○食事調査票について

1. 食事調査票は該当者がいる場合のみ、記入見本を参考に、該当者ごとに1枚ずつの記入を行うようお願いします。（**18歳未満の方は保護者の方が記入をお願いします。**）

※出来るだけ詳しく記入してください。

2. 宗教上の理由により食べられない食材がある場合等、特別な配慮が必要な場合も、調査票にその旨を記入してください。

当センターでは、食物アレルギー等特別な配慮が必要な方に対して、以下のように対応しています。

(1) ご自身で食べられない食材の除去が可能な場合 →問1は、ア)に回答してください。

2週間分の予定献立表を、社会教育総合センターのホームページ (<http://fsg.pref.fukuoka.jp/center/menu/kondate.html>) に掲載しておりますので、事前に確認をお願いします。（右のQRコードからご覧いただけます）

なお、「食事調査票（様式2）」により事前に詳細献立の送付を希望された方には、1週間前までに予定献立表とアレルギー一覧表を団体の担当者あて送付いたします。



(2) ご自身での食材の除去が困難で、除去食または代替食をご希望される場合

→問1は、ウ)に回答してください。

「食事調査票（様式2）」にて事前に申し込まれた方に限り、除去食または代替食を提供させていただきます。

ただし、誤食事故防止の観点から、次のような場合には「持ち込み」による対応をお願いしています。「持ち込み」については、下記の（★）をご覧ください。

- ① アレルギー症状が重篤な場合や、除去食品が多数ある場合
- ② 微量な混入であってもアレルギー症状が出る場合

除去食・代替食であってもコンタミネーションの可能性があります。そのため、微量な混入でアレルギー症状が出る場合は持ち込みによる対応をお願いしています。

<コンタミネーションとは>

主原料としては入っていませんが、同じ調理場や生産工場内でアレルギー物資を使用しているため、微量に混入してしまう場合を言います。

- ③ アレルギー対応のしょうゆ、味噌、カレールー、油、酢による調理が必要な場合

※ 除去食・代替食による対応の可否につきましては、団体の担当者を通じて事前にご連絡いたします。なお、その際、より詳細に食物アレルギー等の状況をお伺いすることがありますのでご協力をお願いいたします。

(★) 除去食・代替食による対応が困難な場合

除去食や代替食での対応が困難な場合、ご家庭から弁当や冷凍・レトルト食品等の「対応食」の持ち込みが可能です。

持参された「対応食」は、レストランの冷蔵庫・冷凍庫にて保管したり、レストランスタッフが厨房で加熱対応を行ったりすることも可能です。

※アレルギー物質混入防止のため、加熱対応は未開封・密封の物（レトルト食品）のみとさせていただきます。また、開封は各団体でお願いいたします。

また、弁当や冷凍食品については、喫茶コーナーに設置してある電子レンジを用いて、ご自身で（児童・生徒は付き添いの大人の方が）温め直しをすることができます。

持ち込みを希望される場合は、事前に団体の担当者を通じてご連絡ください。

※ご記入いただいた個人情報については、研修生の食事献立作成のためにのみ利用させていただきます。

お問合せ先 福岡県立社会教育総合センター
〒811-2402 福岡県糟屋郡篠栗町金出 3350-2
TEL:092-947-3511 FAX:092-947-8029